

農地法第3条の規定による許可を受けた方へ

○農地法第3条の許可は、農地を耕作するために必要となる権利を移転・設定することを目的としています。許可を受けた農地を耕作しないで荒らすことなどが無いよう適切な管理をお願いします。

「所有権移転」の許可を受けた方

○許可を受けただけでは、法務局の登記上の所有者は変わりません。

別途、法務局へ所有権移転登記の手続きをしてください。

○当事者間で売買等が成立しても登記をしないと第三者に対抗することはできませんので、手続きを放置することのないようにしてください。

「賃借権の設定」の許可を受けた方

○許可を受けて農地を賃貸借する場合、契約期間が満了しても従前と同一の期間で更新したものと見なされ、契約が継続します。

○賃貸借の契約を解除する場合は、農地法第18条の規定に基づく手続きを行う必要がありますので、お問い合わせください。

「使用貸借権の設定」の許可を受けた方

○農業者年金の経営移譲年金を受給するため、許可を受けて後継者へ農地を使用貸借する場合、その後に農地を売ったり、農地を転用したりすると経営移譲年金が止まる場合があります。

○経営移譲年金を受給する予定の方並びに受給している方は、事前に相談してください。